

茨城県後期高齢者医療広域連合 令和3年度 監査実施計画書

第1 監査の基本方針

監査の実施にあたっては、合規性の確認はもとより、財政に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が最小の経費で最大の効果を上げるようになされているか、またその組織及び運営が合理化されているかどうかに特に配慮し実施するものとする。

第2 監査の種別及び実施方針

1 定期監査（地方自治法第199条第4項）

事務事業の目的に沿った実績成果があがっているか、最小の経費で最大の効果をあげているか、といった経済性、効率性、有効性の検証を重視した監査を実施するとともに、予算執行等の財務に関する事務又は経営に係る事業が、法令等に従って適正に執行されているかという合規性の確認についても配慮して監査を実施する。

2 行政監査（法第199条第2項）

必要に応じ、行政監査を実施する。

3 隨時監査（法第199条第5項）

必要に応じ、随時監査を実施する。

第3 監査の実施方法

1 定期監査（地方自治法第199条第4項に規定する監査）

(1) 監査の方法

監査は実地に行う。

(2) 監査日程

7月に実施する。ただし、やむを得ない事由があるときは、これを変更することができる。

(3) 監査項目

茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員監査実施基準に基づき実施する。

(4) 講評

監査の結果や監査を通じて把握した課題等や結果について講評を行う。

2 行政監査

具体的な実施方法については、その都度定める。

3 隨時監査

具体的な実施方法については、その都度定める。

第4 その他の監査、検査、審査等

- 1 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項に規定する監査）
毎月28日に、実地検査を実施する。ただし、やむを得ない事由があるときは、これを変更することができる。
- 2 決算審査（地方自治法第233条第2項に規定する監査）
例月出納検査を踏まえ、7月に令和2年度の決算審査を実施する。ただし、やむを得ない事由があるときは、これを変更することができる。
- 3 住民等の請求・要求による監査（地方自治法第242条）
- 4 公金の収納、支払事務に関する監査（地方自治法第235条の2第2項）
指定金融機関等の監査については、地方自治法その他関係法令の規定に基づき必要に応じ実施するものとする。